

要 望 書

令和6年11月

島 根 県 市 長 会

島根県8市（松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市）の行政推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り心よりお礼を申し上げます。

各市においては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組むとともに、産業振興や観光振興など様々な施策を展開していますが、その行財政運営は、極めて厳しい状況にあります。

このような中、地方創生や都市税財源の充実確保をはじめとする諸課題への取り組みには、国のご理解とご協力が是非とも必要であります。

つきましては、今後の施策展開において実現していただきたい事項を取りまとめましたので、島根県8市の実情をご賢察のうえ、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年11月

島根県市長会

会長 久保田 章市

松江市長 上定昭仁

浜田市長 久保田章市

出雲市長 飯塚俊之

益田市長 山本浩章

大田市長 楫野弘和

安来市長 田中武夫

江津市長 中村 中

雲南市長 石飛厚志

● 令和6年度 秋季要望項目

1. 少子化対策について

1. 少子化対策について

2. 地方分権・地域振興等について

1. 地方創生の実現について

2. 参議院議員選挙における合区の解消について

3. 地方鉄道の維持確保について

4. 行政のデジタル化の推進について

5. 物価高騰対策について

6. 都市税財源の充実強化について

7. 半島振興法の法期限の延長について

8. 公共交通事業者への支援について

9. 携帯電話エリアの格差解消について

10. 原子力発電所及び周辺自治体の安全確保対策について

11. 北朝鮮人権侵害問題の早期解決について

12. 竹島に関する広報活動の推進について

13. 米軍機による低空飛行訓練の中止について

14. 自衛隊及び海上保安部の体制強化等について

15. 公金振込手数料に係る財源措置等について

16. 各種統計調査に係る統計手法の改善について

17. 農業施策等について

3. 生活環境・医療・福祉対策の推進について

1. 脱炭素社会の実現に関する施策について

2. 簡易水道と上水道の統合後の国の財政支援継続について

3. 海岸漂着及び漂流ごみ対策について

4. 地域医療体制の確保について

5. 感染症対策の充実等について

6. 国民健康保険制度について

7. 介護保険制度について

8. 子ども・子育て支援施策の充実について

9. 障がい者支援施策について

10. 鳥獣被害防止対策の推進について

4. 都市基盤の整備について

1. 防災・減災対策の充実強化につて

2. 高速道路のネットワークの早期整備等について
3. 道路施設等の老朽化対策について
4. 一級河川国直轄事業の推進について
5. 日本海側拠点港の整備について
6. 地方航空路線の確保について
7. 治水、土砂災害対策等の推進について
8. 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備推進について
9. 空き家対策について
10. 下水道事業への支援について
11. 水道管路施設の耐用年数の見直しについて

5. 教育施策の充実強化について

1. 公立中学校等における部活動の地域移行について
2. 学校施設の改築・老朽改修等に対する助成について
3. 特色ある教育活動への支援強化について
4. 特別支援学級の指導体制の充実等について

※太字は重点要望項目

1. 少子化対策について

1. 少子化対策について

少子化は、国の予想を上回るペースで進んでおり、今後の社会全体の根幹を揺るがしかねない危機的な状況である。

国においては、令和5年度に新たに子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を創設し、さらに、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、「こども大綱」並びに「こども未来戦略」を策定された。特に、「こども未来戦略」においては、今後3年間の集中的な取組を掲げた「加速化プラン」が示され、令和6年6月には子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したところである。我々、子ども・子育て支援施策の多くを担う地方自治体としても、国と連携・協力し、しっかりと役割を果たしていく所存である。

一方で、現在の少子化対策は、各自治体が独自の支援を実施しているものが多く、自治体の財政力によって格差が生じており、今回の国の取組だけでは、今後も支援を巡る地域間競争に拍車がかかる可能性が否定できない。

については、国として、子育て世代の将来不安を払拭し、どの地域でも安心して子どもを産み育てることができる社会が実現するよう、更なる少子化対策として、特に以下の項目について強く要請する。

(1) 少子化の背景には、仕事と子育ての両立の困難さや、養育費・教育費などの多額の子育て費用の負担など、子育ての将来不安が大きな要因となっている。

国において、子ども医療費や保育料・食材料費の軽減・無償化、教育費の支援など、経済的支援や子育て環境整備を大幅に拡充するこ

と。また、その際には、自治体ごとの財政力で地域間格差が生じることがないように、国において全国一律の制度とすること。

- (2) 少子化対策に必要な財源については、将来にわたって持続的な制度となるよう、新たな目的財源の創設を含め、引き続き、安定的な財源確保に努めること。

2. 地方分権・地域振興等について

1. 地方創生の実現について

地方創生の実現について、次のとおり要望する。

(1) 地方への人口分散と地方創生について

① 新型コロナウイルス感染症の拡大では、人口や経済などの各種機能が集中する都市部の危うさが露呈し、持続可能な社会の実現にとって大きな弊害となることが明らかとなった。大都市圏への一極集中を速やかに是正し、経済活動や人の地方分散を促進する必要があるため、速やかに総合的な地方への人口分散の施策を講じること。

② 企業の本社機能などの地方分散を実現させるため、地方移転した企業に対しては税制上の優遇措置が講じられているが、更なる優遇制度を創設すること。特に、コロナ禍によるテレワークなど労働形態の変化に加え、近年頻発する災害等に備えたりリスク分散の観点からも、企業が主体的に地方への移転やサテライトオフィスの開設に取り組む政策を早急に実施すること。

(2) 地方創生の実現には数十年単位の息の長い取組が必要になることから、デジタル田園都市国家構想交付金などの財源を長期にわたり安定的に確保すること。また、交付金制度については、地方の創意工夫を尊重し、複数年度の施設整備事業の予算枠・交付上限額・申請件数の拡充など、地方の意見を十分に踏まえ、地域の実態に合わせて効果的に活用できるように運用を図るとともに、複数年の事業計画が可能な補助制度の創設や、予算繰越に係る要件の緩和及び手続きの簡素化など、柔軟な制度設計を行うこと。

- (3) 地域の自治を担うことができる新たな地縁型の法人制度が望まれることから、具体的な議論を早期に開始すること。
- (4) 過疎地域の持続的発展に資する事業が計画的・継続的に実施できるよう、地域の実情に応じて過疎対策事業債（ソフト分）の発行最低限度額を引き上げるなど、必要額を確保すること。

2. 参議院議員選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和4年7月に行われた合区による3度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の4県で、徳島県が前回に続き全国最低の投票率45.72%を記録し、鳥取県は過去最低の投票率を更新する結果になるなど、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、令和元年より比例代表選挙に特定枠制度が導入されているが、これは合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度とは言えない。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

現在の参議院議員選挙に係る合区の制度は、地方創生に大きく逆行するものであり、地方の多様な意見が国政に反映されるよう、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築すること。

3. 地方鉄道の維持確保について

地方の鉄道路線は、地域の日常生活を支え、地域間の人流・物流、産業や観光の活性に極めて重要な社会資本であるが、コロナ禍の業績悪化を契機として、JR西日本が行ったダイヤ改正による大幅な減便は続いており、さらに、令和4年から、同社は路線別の収支・輸送密度等を公表し、利用者の少ない不採算路線について存廃を含む議論の必要性を表明している。

そのような中、自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき「再構築協議会」を設置し、地方鉄道の存廃なども含めた再構築方針を協議・作成する仕組みを設けるとした「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が令和5年10月に施行され、同社の要請に基づき、島根県側の木次線とも接続する芸備線の一部区間について、全国で初めて同協議会が設置された。

地方鉄道は、単なる移動手段に留まらず、駅前のまちづくりや観光資源として重要な役割を担っており、その存廃が経済性を中心に議論されることを危惧している。

については、次のとおり要望する。

- (1) 全国的な鉄道ネットワークは、国土強靱化や地方創生、国土の均衡ある発展の観点から極めて重要な社会インフラであるにも関わらず、鉄道事業者の届け出により事業廃止できる現行の鉄道事業法は、深

刻な矛盾を抱えている。鉄道路線の廃止については、沿線自治体の同意取得を義務付けるなど公的な関与を強化し、地域が鉄道事業者と対等に議論できる環境を整備すること。

(2) 国が「再構築協議会」を組織すると決定した場合においては、経済性に偏った議論がなされないよう配慮するとともに、再構築方針の作成に当たっては、地方鉄道に対し様々な役割を期待する地域の声が十分に反映されるよう、国が主体的に関与し調整すること。

(3) 鉄道事業者の現下の厳しい経営環境が地方路線の廃止・見直しにつながることから、JRを含めた鉄道事業者の経営基盤の安定化に向け、国として経営支援の充実強化を図ること。

(4) 特定の線区に限らず、国として、県、市町村、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組に対し、財政支援を行うこと。

4. 行政のデジタル化の推進について

デジタル改革関連法が成立し、今後デジタル社会の形成に向けた取組として国や自治体のシステム標準化・共通化や行政手続きのオンライン化などの改革が加速していくことから、次のとおり要望する。

(1) 地域のデジタル化を推進するため、地方財政計画に計上している「地域デジタル社会推進費」の一層の拡充を図るなど、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

(2) 自治体の情報システムの標準化・共通化に向けた取組については、システム移行に要する経費を全額国費によって措置するとともに、独自施策や標準化対象外機能等に係るシステム改修費、ガバメントクラウドへの接続環境の整備に関する経費など、システム移行に伴

い新たに必要となる経費についても、実情に応じた額を措置すること。

また、ガバメントクラウド利用料や接続料など、システム移行後に必要となる運用経費等の他、令和7年度末までに移行困難なシステムを令和8年度以降に標準準拠システムへ移行する場合にもデジタル基盤改革支援補助金を活用できるよう交付要件を見直し、自治体の財政負担が増えることのないよう、必要な支援を行うこと。

- (3) 令和7年度末までの標準準拠システムへの移行期限について、各自治体の移行困難システムが増えてきている実情を鑑み、移行期限を令和8年度以降に延長するよう法律の改正等を検討すること。
- (4) 地場ベンダーも含め、標準化対応に携わる自治体等関係者への適切な情報提供を継続し、移行作業が円滑に進むよう支援すること。
- (5) マイナンバー制度は安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であり、行政手続きのペーパーレス化やワンストップ化を進める上で必要不可欠なものとなっていることから、システム改修及び運用に要する経費については全額国費によって措置すること。

5. 物価高騰対策について

ウクライナ情勢や急激な円安の影響等に起因する物価の高騰は長期化し、依然として地域経済に深刻な影響を及ぼしている。生活者や事業者の負担軽減を図るため、国策として十分な財源を確保し、機動的かつ継続的に万全の対策を講じる必要がある。

については、次のとおり要望する。

- (1) 原油価格をはじめとする物価の高騰は、医療機関をはじめ、福祉や子育て、商工業、農林水産業等々、あらゆる業態で事業者の経営を圧

迫し、住民生活に多大な影響を及ぼしていることから、その対策を各自治体に委ねることなく、国が主体となって講じること。

(2) 医療機関においては、燃料価格や電気料金及び食材費等の高騰により経営が圧迫されているが、制度上、光熱水費等の上昇を患者負担へと転嫁することは困難である。現下のような、社会情勢等の急激な変化に対応でき、安定的なサービス提供が継続できるよう、医療機関への直接的な補助制度等の創設など、財政支援策を講じること。

(3) 農業においては、燃料や肥料・飼料等の価格高騰により大きな影響を受ける一方、農作物の販路は市場出荷が中心であり、消費者価格の安定が重視される中、生産コストの上昇を価格に転嫁することが困難な構造的な課題を抱えている。価格高騰の状況に即した負担軽減策を講じるとともに、生産者の意向が販売価格に反映可能な農業の仕組みづくりと、肥料・飼料の国際価格などの外部環境から影響を受け難い持続可能な生産体制の構築に取り組むこと。

(4) 畜産経営の安定化を図るため、配合飼料価格安定制度の運用について、円安等による配合飼料価格上昇分の畜産経営への影響の緩和を図るために、補填金の発動基準を高騰する前の価格に設定するなど、生産者の実情に応じた制度に見直すこと。また、補填金の十分な財源の確保を図り、安定的な制度運用とすること。

(5) 消費者物価が上昇を続ける中、労働者の賃上げが目指されているが、大企業に比べて原材料コストの価格転嫁が容易ではない中小企業の動向が懸念されている。持続可能な経済を構築し、全ての国民が安心・安全に暮らせるよう、国において必要な環境整備を行うこと。

(6) 引き続き、電気料金の上昇が懸念されており、住民生活や企業活動への影響が長期に及ぶような場合には、これまでの支援策を継続・強

化するとともに、実効性の高い対策を機動的に講じること。

6. 都市税財源の充実強化について

我々都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ、人口減少社会を踏まえた新たな行政課題にも的確に対応できるよう、都市税財源の充実を図る必要があるため、次のとおり要望する。

(1) 地方の一般財源総額の確保について

都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、近年は職員給の改定と物価高騰の影響を的確に補足する必要がある。

政府が推進するデフレ完全脱却に向けて、2024春闘においても民間賃金の大幅な引上げの動きが続いており、公務員の職員給に対しても大きな影響を与えることから、所要額を地方財政計画に確実に計上すること。

また、令和5年度および令和6年度地方財政計画の一般行政経費（単独）に総額700億円の物価高対策が計上されているが、現下の物価高騰等の影響による必要経費の増嵩を反映して地方単独事業を実施する財源としては十分な規模となっていない。

このため、自治体の実情をよりの確に反映させるために、地方財政計画の総額を拡大し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。また、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

(2) 地方財政措置の拡充について

① 公共施設等の集約化・複合化・老朽化対策等を推進するため、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化を行うこと。「除却事業」に

については、当該地方債の元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、「集約化・複合化事業」については、施設整備時点における延床面積の減少（供用開始から5年以内に既存施設を廃止）を必須条件とせず、自治体の後年度の調整努力による施設集約・減床の動きを考慮し、将来的に集約化・複合化による面積減少が見込まれるものは対象事業として取り扱うこと。

② 公的資金補償金免除繰上償還及び公営企業借換債について、年利等の対象要件を緩和した上で制度を再度実施すること。実施に当たっては、年利5%未満の残債も対象とする等要件を緩和すること。

(3) 令和5年10月から導入された適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、中小企業や農家、個人事業主など小規模事業者に与える影響等に対する対策を検討すること。

7. 半島振興法の法期限の延長について

半島地域においては、三方を海に囲まれ平野に恵まれないなどの制約から、交通基盤、産業基盤、生活環境、通信体系の整備に多くの課題を抱えている。

昭和60年の半島振興法制定以降、地域において振興対策に全力を挙げて取り組んできたところであるが、半島地域は全国平均を上回るペースで人口減少・高齢化が進行しており、依然として多くの課題を抱える現状にある中で、同法が令和6年度末に法期限を迎えることから、次のとおり要望する。

(1) 令和6年度末に法期限を迎える半島振興法を延長するとともに、半島地域が自律的に発展するための振興対策を充実させること。

- (2) 半島地域の道路網の整備を円滑に行うため、国庫補助率の嵩上げや「半島振興道路整備事業債」の財政措置の拡充を図ること。
- (3) 半島地域の移住・交流、産業振興のための「半島振興広域連携推進事業」について、国庫補助率の拡充や十分な予算枠の確保を図ること。

8. 公共交通事業者への支援について

公共交通事業者への支援について、次のとおり要望する。

- (1) 公共交通事業者が将来にわたって安定的に運行継続できるよう、既存の制度にとらわれない運行資金に対する補助を行うなど、安定経営に向けて国が主体的に必要な措置を検討し、迅速な支援を行うこと。
- (2) 自動車運送事業の運転者を確保するため、事業者が実施する労働条件改善への支援を行うこと。
- (3) 地域間を結ぶ路線バスの経常損失に対する補助金の算定については、地域の実情を反映し、きめ細かな設定を行うとともに、地方鉄道事業者では定期的な設備更新が困難な状況にあることから、バスや鉄道など地域公共交通の予算枠の拡充を図ること。

9. 携帯電話エリアの格差解消について

デジタル田園都市国家構想を実現するためには、地方においてもデジタル化の恩恵が受けられるような高度通信環境が不可欠となる。都市と地方との格差を生じさせないために、次のとおり要望する。

- (1) 携帯電話事業者は、令和8年3月末までに、順次、3Gサービスを終了する予定であり、国は全ての居住地で4Gが利用可能な状態を実現することを目標としている。

全ての居住地において携帯電話が支障なく使用できるよう、携帯電話事業者に働きかけるなど、必要な措置を講じること。

- (2) 5Gの整備が進められているが、全国への速やかな展開が重要であり、地方においても早期に基地局等が整備され、利用可能な地域が拡大するよう、携帯電話事業者への適切な指導及び財政的支援を講じること。

10. 原子力発電所及び周辺自治体の安全確保対策について

原子力発電所及び周辺自治体の安全確保対策について、次のとおり要望する。

- (1) 福島第一原子力発電所の事故原因を徹底的に調査・検証するとともに、令和6年能登半島地震を踏まえ、原子力災害を含む複合災害時における住民の避難対策及び生活支援対策の一層の充実強化を図ること。また、原子力発電所における緊急時の情報発信が正確かつ速やかに行われるよう、事業者に対する指導を徹底すること。
- (2) 島根原子力発電所の使用済燃料及び1号機の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分を行うとともに、廃止措置計画の円滑な実行に必要な使用済燃料の再処理施設の早期稼働が図られるよう、国が主体となって着実に進めること。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国が前面に立ち、着実かつ早期に取組を進めること。
- (3) 国のエネルギー政策、原子力発電所の安全対策及び避難対策について今後も引き続き、市民、自治体及び自治体が設置する審議会等の求めに応じて説明するとともに、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、UPZの区域を含む周

辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。
なお、新たな制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。併せて、原子力防災対策に必要な経費について財政措置を講じること。

(4) 自治体に対応できない避難住民に対する避難時の支援（救護、救急医療、給油、休憩、事故対応など）について、国・関係機関が直接支援する体制を整備し、原子力災害対策指針に反映すること。

(5) 国の「エネルギー基本計画」における原子力政策について、国民に対し引き続き責任ある説明を行うこと。

(6) 自治体の一部がUPZの区域となる場合において、UPZ外の地域・住民に対する支援、対策を示すこと。また、当該自治体内のUPZ区域外への防災・備蓄拠点等の整備を支援すること。

1 1 . 北朝鮮人権侵害問題の早期解決について

北朝鮮による日本人拉致は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。

益田市出身の特定失踪者（北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者）「益田ひろみ」さんが失踪して51年が経過し、その間の情報は皆無である。

益田ひろみさんをはじめとする全ての特定失踪者に関する詳細な調査、北朝鮮に残されている拉致被害者全員の安全確保と早急な救出を要望する。

また、令和5年度には、益田市において、拉致被害者等へ向けたラジオ放送「ふるさとの風」及び「しおかぜ」の公開収録を、内閣官房拉致

問題対策本部事務局他と共同で開催するなど、地域への啓発事業を実施したところである。北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための積極的な啓発活動について、引き続き政府を挙げた最大限の取組を要望する。

1 2 . 竹島に関する広報活動の推進について

竹島は、歴史的にも国際法上も島根県隠岐の島町に帰属する我が国固有の領土である。

については、国は、韓国に対して毅然とした対応をとるとともに、竹島領土問題や国境離島が果たしている役割などについて、国民への啓発活動に努めるよう要望する。

1 3 . 米軍機による低空飛行訓練の中止について

米軍機の低空飛行訓練により、住民は耐え難い騒音被害を被っているほか、事故への不安に悩まされるなど、日常生活において様々な悪影響を受けている。住民の不安を軽減するため、次のとおり要望する。

- (1) 住民が生活している地域において、米軍機による低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、さらに強力な要請を行うこと。
- (2) 米軍機の低空飛行訓練による騒音被害の回数は、近年急激に増加している。国、県により設置された騒音測定器による客観的数値をもとに騒音の状況を確認の上、対策予算や学校等の防音対策も含めた必要な措置を速やかに講じること。また、訓練空域の実態に応じ、騒音測定調査の期間及び手法の見直しを行うこと。
- (3) 昨年12月に島根県浜田市上空で行われたとされる米軍機による空中給油について、引き続き事実確認を行うとともに、住民に不安を

与えるような飛行を行わないよう米軍に要請すること。

1 4 . 自衛隊及び海上保安部の体制強化等について

日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状況、さらには、原子力発電所が立地する島根県の事情等を考慮し自衛隊の配備体制等について次のように要望する。

- (1) 陸上自衛隊出雲駐屯地の装備、機能及び人員の増を図り、連隊規模への部隊の拡充を図るとともに、同駐屯地において、原子力災害を含む大規模災害時の被災地支援に対応できる施設科部隊の維持・強化を図ること。
- (2) 日本海側の警戒体制の強化に向けて海上自衛隊艦船の県内港湾への寄港回数を増加するとともに、物資補給基地として浜田港、出雲河下港など地方の重要港湾を活用すること。
- (3) 海上保安庁においては、「海上保安能力強化に関する方針」の下、海上の安全及び治安の確保を図るため、日本海側の海上監視体制等を含め、業務遂行に必要な能力の強化に取り組むとされている。海上物流や漁業等の安全を確保し、住民の安心安全と地域経済を守るため、浜田港に設置される浜田海上保安部の巡視船等の増強など、一層の機能強化に取り組むこと。

1 5 . 公金振込手数料に係る財源措置等について

令和6年10月から一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が公金支出に係る口座振込にも適用されることに伴い、これまで無料であった指定金融機関からの振込についても手数料が生じることとなった。また、これを契機に各指定金融機関

が個別に設ける手数料負担も求められており、地方自治体に新たに多大な財政負担が見込まれる。

については、公金支出の公益性の性質に鑑み、次のとおり要望する。

- (1) 各指定金融機関が設定する手数料の差異により、地方自治体間で異なる手数料負担とならないよう、国において全国銀行協会等の団体と協議し、単価の上限を定めること。
- (2) 地方自治体が負担する所要の経費について、「内国為替制度運営費」が適用されることにより生じる手数料負担については、地方交付税で措置されることになったが、各指定金融機関が個別に設ける手数料分も含め、更なる財源措置の拡充を講じること。

16. 各種統計調査に係る統計手法の改善について

近年の防犯や個人情報保護の意識の高まりなどから、着実な統計調査業務の実施に苦勞するといった心理的不安や、調査員不足を原因とした調査員 1 人あたりの調査区数の増加及び調査員の高齢化といった身体的負担のように、調査業務を担う調査員の負担が年々大きくなっていることから、統計調査員の確保が困難となっている。

統計調査の確実な遂行が期待されないことから、調査員に頼らない郵送調査の実施や、回答を完全にオンラインで行なうデジタル手法への転換など、統計手法の抜本的改革を要望する。

17. 農業施策等について

農業施策等の推進について、次のとおり要望する。

- (1) 新規需要米をはじめとした新たな需要創出への支援及び消費拡大に向けた取組を強化すること。

- (2) 経営所得安定対策については、農業者の意見を十分に尊重し、再生産が可能となり得る対策とするとともに、国際競争力の強化に向けた対策にも万全な措置を講じること。また、その対策の中の産地交付金については、産地の特性を踏まえた作物への転換に向け、制度の拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (3) 米の需給調整及び経営所得安定対策に取り組むための「経営所得安定対策等推進事務費」については、事務量が増加する実情を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- (4) 日本型直接支払制度について、農業者等が安心して継続的に取り組めるよう十分な予算を確保するとともに、中山間地域等直接支払交付金については、農業者の高齢化等による中山間地域の逼迫した状況に鑑み、面積当たりの交付単価を増額させるなど、制度の充実を図ること。
- (5) 農作業の省力化や低コスト化による生産性向上へ向け、スマート農業技術の開発や活用を一層推進すること。
- (6) 改正農業経営基盤強化促進法における「地域計画・目標地図」の実現に向け、新たな事務や経費の増加が見込まれるため、人的・財政的支援等の必要な措置を講じること。また、同法が新たに規定する「多様な経営体」等に対して十分な支援策を講じること。

3. 生活環境・医療・福祉対策の推進について

1. 脱炭素社会の実現に関する施策について

脱炭素社会の実現に向けて、次のとおり要望する。

- (1) 地域の全ての関係主体がそれぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素化を実現できる仕組みが必要であり、各自治体が脱炭素化に取り組む事業者などの関係主体に対し支援・補助できるよう柔軟な制度の構築と財政措置を行うこと。
- (2) 令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、自治体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率先的な取組を実施することが求められている。ZEB化をはじめ、公共施設への再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の設置等の自治体が行う脱炭素化の取組に対して、財政措置を拡充するなど、積極的に支援すること。
- (3) 温室効果ガス削減のための補助制度については、自治体や事業者が取り組み易いものとなるように、条件を緩和するなど必要な対策を講じること。
- (4) 再生可能エネルギー設備について、法定耐用年数経過後の積極的更新を促すため、設備更新に伴う撤去や廃棄費用について財政支援を行うこと。また、再生可能エネルギーの導入拡大とともに、需給バランス制約による再生可能エネルギーの出力制御が増加傾向にあるなか、再生可能エネルギーの有効利用及び更なる導入拡大を進める観点から、地域間連系線の増強など、必要な対策を講じること。
- (5) 再生可能エネルギーの導入について、地域の系統接続量に限りがあることが導入の障害となっているため、送電線の容量不足を補う

ために事業者が行う工事費等に対し、国において支援すること。

- (6) 沿岸域の藻場等に生息する海洋植物が取り込む炭素は「ブルーカーボン」と呼ばれ、二酸化炭素吸収源の新たな選択肢として着目されており、その活用は脱炭素社会を実現するために効果的な手法と考えられる。については、「ブルーカーボン」を創出・活用する取組に対し財政支援すること。

2. 簡易水道と上水道の統合後の国の財政支援継続について

簡易水道と上水道を統合した後も、引き続き水道事業の安定した財政運営が持続できるよう、次のとおり要望する。

- (1) 上水道と統合した旧簡易水道施設等については、令和4年度から簡易水道等施設整備費国庫補助金（生活基盤近代化事業）の対象となったが、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 旧簡易水道の高料金対策繰出金については、統合後5年間は水準を維持し6年目から段階的に減額し10年間で打ち切られることとなっているが、統合後6年目以降も減額することなく継続され、統合後11年目以降も継続すること。
- (3) 上水道事業と統合した統合前の旧簡易水道事業債の元利償還金繰出金に係る交付税措置については、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続され、従前の交付税の水準を将来にわたって維持すること。
- (4) 旧簡易水道事業区域で実施する建設改良事業に充てる企業債の対元利償還金の2分の1が公営企業繰出金の対象となったが、この繰り出しに対する財源は一般財源と特別交付税であり設置自治体の財

政負担の増大が懸念されることから、負担軽減のための更なる制度改善を行うこと。

3. 海岸漂着及び漂流ごみ対策について

漂着・漂流ごみの防止及び適正処理のため、次の点について必要な措置を講じるよう要望する。

- (1) 平成27年度から海岸漂着物等地域対策推進事業については、地方負担が生じることとなったが、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第9条及び第29条に基づき、国は、漂着ごみの処理及び発生抑制対策に係る経費について、地方負担を撤廃し全額予算措置を図ること。
- (2) 漂流物の発生抑制のため、国際法上の法制化と、漂着物の多い関係国との外交ルートを通じた不法投棄防止対策や処理費用の負担について多国間での協議を行うこと。

4. 地域医療体制の確保について

地域医療体制の確保について、次のとおり要望する。

- (1) 地域において安心して質の高い医療サービスを安定的に提供し続けるために、医師・看護師・薬剤師等の医療従事者の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、医療従事者の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策の実施と必要な財政措置の充実を図ること。
- (2) シーリング制度の強化や医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、地方に医師を派遣する仕組みについて検討するとともに、

医師が集中している地域においては、病院勤務医から開業医へのシフトを促すことがないよう、また、医療機能が過剰な地域に医師が集中することがないように、診療報酬体系を定めていくこと。

- (3) 広域（医療圏）の拠点病院が高度医療・救急医療・周産期医療・小児医療を担うことができる体制を整備するとともに、体制が維持できるよう財政的支援を行うこと。
- (4) 無医地区、準無医地区を含めた山間部・周辺部等の医療機関のない地域への医療提供に係る医療機器の整備や、訪問診療はもとより、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養の実施に対し十分な支援を講じること。
- (5) 非課税の診療部分に要する材料の購入等に係る消費税など、病院事業において生じる控除対象外消費税負担を解消するため、医療に係る消費税制度の抜本的な見直しを図ること。

5. 感染症対策の充実等について

感染症対策の充実等について、次のとおり要望する。

- (1) 新たな感染症等の発生などに平時から備える必要があり、人員体制も含め、保健所の十分な機能確保が図れるよう支援すること。
- (2) 令和6年度より定期接種として実施することとなった新型コロナワクチン接種費用の国費による財政支援について、ワクチンの価格が引き下げられるまでの間は、必要な財政措置を継続すること。

さらに、定期接種への移行に当たり、地域の医療機関の理解と協力が不可欠であり、医療関係団体等に対し丁寧かつ十分な働きかけを行うこと。

- (3) ワクチンの定期接種については、全額国庫負担で実施すること。ま

た、予防接種に要する費用については、その多くが公費により負担されていることから、国において、ワクチン接種に要する標準的な接種費用を示すこと。

- (4) 国において定期接種化を検討中であるおたふくかぜワクチン及び帯状疱疹ワクチンについて、定期接種化の早期実現に向けて議論を進めること。
- (5) 風しんの追加的対策については、未受検者が確実に抗体検査を受けてその後の予防接種へつながるよう、職場健診に組み込む体制を継続すること。
- (6) 骨髄移植等の医療行為により免疫を消失された方に対する再接種について全額国庫負担で実施するとともに、予防接種健康被害の法定補償の対象となる定期接種として位置付けること。

6. 国民健康保険制度について

国民健康保険制度について次のとおり要望する。

- (1) 医療制度改革を実施するに当たっては、将来にわたり国民皆保険制度を維持継続するために、医療保険制度の一本化をはじめとした、制度の抜本的改革を行うこと。
- (2) 医療保険制度の一本化等、制度の抜本改革が実施されるまでの間、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効のある措置を講じること。
- (3) 国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改正以降実施されている公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。
- (4) 国保の普通調整交付金の配分に当たり、実際の医療費ではなく、標

準的な医療費水準を前提として交付額を決定する見直しが検討されているが、現行の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、このような見直しをしないこと。

(5) こどもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度については、必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。

(6) 国民健康保険の制度の見直しおよび市町村事務の標準化や広域化において発生・波及する電算システムの改修経費、オンライン資格確認システム運営負担金等について市町村に超過負担が生じないように財政措置すること。また、後期高齢者医療の制度改正に伴い発生する電算システム改修経費等についても、国保と同様に、国の責任において万全の財政措置を講じること。

(7) マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、様々な課題があることから保険者との十分な協議と意見反映を行ない、これに伴い発生する追加的な事務に対して、財政措置を含めた必要な支援を講じるとともに、国民を始め自治体、医療機関等の各関係方面へ情報の周知徹底を図ること。

7. 介護保険制度について

令和6年度報酬改定において訪問介護の基本報酬が引き下げられ、点在する訪問先を回る中山間地の小規模事業者ほど経営への影響が大きくなっている。現場の課題に即した介護保険制度となるよう、次のとおり要望する。

(1) 中山間地域の訪問介護事業所の実態を適切に把握するとともに、交通費や移動の時間等を適正に評価し、財政支援を講じること。

- (2) 中山間地域に居住している利用者に対して、訪問系サービスを提供する場合等において、特別地域加算等が算定できることとされているが、加算率が一律に設定されていることから、国が示す基準の範囲内で地域の実情に応じて保険者毎に設定できるなど柔軟な加算制度とすること。
- (3) 地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業は上限設定されているが、全国的に多様なサービス（従前より基準を緩和したサービス、住民主体によるサービス等）の実施が低調な実態をふまえ、上限については多様なサービス提供基盤が整備され、利用者が定着するまでは設定しないこと。
- (4) 介護人材の確保・定着のため、若年層を中心に介護の仕事に関する理解を深めるなどの必要な措置を講じるとともに、今後、一層の増加が見込まれる外国人介護人材について、受け入れ環境の整備や事業者への情報提供・発信等の支援策を拡充すること。また、介護支援専門員をはじめ、介護現場全職種の賃金水準の向上につながる抜本的な処遇改善施策を講じること。
- (5) 自治体の財政負担や被保険者、とりわけ第1号被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合の引上げや調整交付金の交付割合見直しなど、国の責任において保険料と国・地方の負担の在り方も含めた制度の見直しを行うこと。

8. 子ども・子育て支援施策の充実について

子ども・子育て支援施策の充実について、次のとおり要望する。

- (1) 「加速化プラン」では、「こども誰でも通園制度（仮称）の創設」、「保育士の配置基準の見直し」等の具体的な施策が挙げられている

が、体制整備や人材確保等、各自治体の状況は様々であり、自治体が担うこととなる事務負担、財政負担を考慮し、こども・子育て施策の現場に混乱が生じることをないよう、制度設計を行うこと。

また、「加速化プラン」に掲げる施策の制度移管に伴い、「地域障害児支援体制強化事業」（こども家庭庁）では補助上限が設定され、従来制度に比べ自治体の財政負担が増加するような状況が生じている。国において各種制度を点検し、適切に見直すこと。

- (2) 保育士の確保・定着及び保育の質の向上を図るため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算については、地域の実態や全国的な物価高騰の状況を踏まえ更なる増額を図ること。また、保育所の適正利用は保育士の配置や勤務環境の改善にも資することから、国においても周知を徹底するとともに、休暇や育児休業が取得しやすいなど、保育士が働きやすい環境を早期に整備すること。
- (3) 保育所の適正な運営を確保するため、看護師、栄養士及び障がい児保育を担う保育士の配置を義務化するとともに、調理員の配置基準を見直すこと。また、事務職員の配置加配について、利用定員や施設の類型に関わらず加算の対象とすること。
- (4) 安定的かつ継続的に保育所等の環境整備を進めるため、就学前教育・保育施設整備交付金について各自治体の整備計画に支障が出ないよう十分な財政措置を講じるとともに、補助単価については、高騰する建設資材価格等の状況を適切に反映すること。
- (5) 医療的ケア児支援のため、短期入所施設や日中の通所施設、訪問看護ステーション等の受入施設の整備拡充を図るとともに、必要となる人材の確保・育成について十分な財政措置を講じること。

また、医療的ケア児支援のための放課後児童クラブへの看護師等

の配置については、症状や必要な医療的ケアの状況等に応じ、訪問看護による対応も交付対象とするなど、柔軟な制度とすること。

- (6) 児童虐待防止に係る自治体の業務負担増について、安定的・継続的な相談対応ができるよう、児童相談所との役割分担の見直し、市町村への専門職員の派遣等、体制強化等への支援を講じること。

9. 障がい者支援施策について

障がい者支援施策について、次のとおり要望する。

- (1) 地域生活支援事業は、国において必須事業を設けるなど障がい者にとって極めて重要な支援内容が数多く含まれており、障害者総合支援法の中でも主要な事業の一つである。地域生活支援事業に対する国庫補助の交付額は、基準額と対象経費とを比較して少ない方の額に100分の50を乗じて得た額とされているが、近年の交付額は対象経費の100分の50を下回り続けている。ついては、地方財政に超過負担が生じないように、地域生活支援事業費の国庫補助金について、地域の実情を踏まえ十分な財政措置を講じること。
- (2) 障がい福祉サービス事業所における人材の確保・定着のため、福祉・介護職員等の賃金水準の抜本的な改善を行うこと。
- (3) 身体障がい者手帳の有無や年齢に関わらず、補聴器を必要とする軽度・中等度の難聴者に対し、全国一律の補聴器購入費助成制度を設けること。

10. 鳥獣被害防止対策の推進について

鳥獣被害防止対策について、次のとおり要望する。

- (1) イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ツキノワグマなどの鳥獣によ

る農作物等への被害が拡大しないよう、鳥獣被害防止総合対策交付金における緊急捕獲活動支援事業の加算額を拡充し、侵入防止柵の上限単価については、資材費が高騰している状況を反映するとともに十分な予算を確保すること。

- (2) 新たな捕獲の担い手確保のため、捕獲器具購入経費への助成など、捕獲活動の負担を軽減する必要な措置を講じるとともに、捕獲技術研修等、被害防止活動上の安全対策を推進すること。
- (3) 中山間地域での鳥獣被害は年々深刻化しており、これまでの取組に加え、国が主体となり有効な対策を研究・開発し、抜本的な対策を講じること。特にニホンザルについては有効な対策が確立されていないため、適切な頭数管理を含めた駆除対策を講じること。
- (4) ツキノワグマの頭数や生息範囲の実態把握に努め、出没の拡大地域において住民の安全を守るためにも適切な頭数管理を含めた駆除対策を講じること。
- (5) 広域的な集落ぐるみの鳥獣対策を推進し、担い手の育成や集落に獣を寄せ付けない環境整備など、効果的な被害防止対策等の支援策を講じること。

4. 都市基盤の整備について

1. 防災・減災対策の充実強化について

近年我が国では、東日本大震災、平成28年熊本地震、そしてこの度の令和6年能登半島地震と大規模地震が相次ぎ、また、集中豪雨・土砂災害などの自然災害も多発している。また、令和6年能登半島地震では、三方を海に囲まれる地理的なハンディにより、被災状況の把握や住民の救助・支援が遅れるなど災害時における課題が浮き彫りとなった。

防災・減災対策の一層の推進が急務となっており、その充実・強化に向けて、次のとおり要望する。

(1) 半島防災の充実強化について

- ① 災害時に孤立した被災地への救助・物資輸送が早期に対応できるよう、ヘリコプターや船舶等、国の各機関による空路、海路からの救援体制及び陸路の迅速な復旧体制を整備すること。
- ② 半島地域の集落は災害時に孤立するリスクが高いことから、備蓄食料の確保、避難生活が長期化した際の小型発電機等の資機材確保、またその保管場所の整備など、分散備蓄の推進に対する支援策を講じること。
- ③ 住民の安否確認や被害状況把握のため、衛星携帯電話などの情報通信機器の整備に資する財政措置等の支援策を講じること。また、災害時に既存の通信施設が機能喪失した場合、これまでの移動基地局車や電源車による対応や、新たな移動基地局（船舶型、ヘリコプター型）の導入・配備など、スマートフォン等による通信手段の安定・確保を図るため、通信事業者と連携して体制強化策を講じること。

- ④ 地域の集会所・公共施設などの一時避難施設や住宅の耐震改修支援など、災害による孤立リスクを低減できるような対策を総合的に講じること。
- ⑤ 治山・砂防ダムなどの土砂災害対策施設、円滑な避難や輸送が可能となる道路網など、半島地域の防災に資するインフラ整備を一層推進すること。
- ⑥ 半島地域における大規模災害の発生を想定した防災訓練等の実施が必要であり、財政措置を含む必要な支援策を講じること。

(2) 地震・津波対策の充実強化について

- ① 市民の日常生活・社会活動を支える上下水道、道路、河川、海岸、港湾など、国土強靱化に向けた社会インフラの整備を加速すること。
- ② 「災害対策基本法」、「防災・減災等に資する国土強靱化法」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。

(3) 台風・集中豪雨対策等の充実強化について

頻発する台風や集中豪雨などによる被害を軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策の推進を図ること。

(4) 災害対策事業に係る地方負担の軽減について

- ① 緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債など、防災対策を継続的に実施するために十分な予算の確保と財政措置の拡充を図ること。また、令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」を令和8年度以降も継続すること。
- ② 改正国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化実施中期計画」を令

和 6 年度内に早期策定し、「防災・減災、国土強靱化のための 5 年加速化対策」終了後においても、近年の物価上昇を踏まえ前回は超える規模の予算・財源を確保すること。

- ③ 自然災害が激甚化・頻発化する近年の状況変化を踏まえ、自治体が行う防災対策への支援措置の拡充や新たな財政支援制度の創設等を検討すること。

(5) 消防防災体制の充実強化について

- ① 地方自治体の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- ② 地域の防災力強化のため、消防団の設備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

2. 高速道路ネットワークの早期整備等について

高速道路ネットワークの早期整備等について、次のとおり要望する。

- (1) 山陰道の早期全線整備を図るとともに、事業中区間については、より一層の予算の重点配分を行い、早期完成を図ること。また、企業誘致をはじめとする産業振興に繋がることから、事業中区間の開通予定年次を早期に公表すること。
- (2) 暫定 2 車線区間においては、大規模災害や積雪時、救急搬送時にその機能を確保することが困難であるため、4 車線化を進め優先整備区間の早期事業化を図ること。
- (3) 中海・宍道湖圏域を結ぶ高規格道路ネットワークである「中海・宍道湖 8 の字ルート」の一部を形成する「境港出雲道路」は、圏域の産業振興に寄与し、半島部における地震災害時の避難路・緊急輸送路として重要な路線であり、その未着手区間について、国の直轄事業とし

て早期事業化を図ること。

- (4) 一般国道 9 号の事前通行規制区間の防災対策について、抜本的対策による道路改築の検討を行うこと。

3. 道路施設等の老朽化対策について

高度成長期に建設された道路施設等の多くは建設後 50 年を経過し、施設の老朽化が進んできていることから、次のとおり要望する。

- (1) 点検業務、調査設計、修繕・補修事業について、積算基準や標準単価を拡充するとともに、必要とされる予算額を安定的に確保すること。また、市町村負担分について交付税措置のある起債の対象にするなど、地方財政措置を講じること。
- (2) インフラのメンテナンスサイクルを確立するため、技術支援や人材育成などの体制整備を支援すること。
- (3) 橋梁点検業務委託費を起債対象とすること。

4. 一級河川国直轄事業の推進について

斐伊川・神戸川治水事業及び江の川下流域の河川整備等の早期完成並びに高津川等の適正な維持管理について、次のとおり要望する。

- (1) 斐伊川・神戸川治水事業が早期に完成するよう、予算を確保・拡大するとともに、重点配分を図ること。
- (2) 斐伊川・神戸川治水事業の下流部の大橋川改修については、国の責務として一日も早い完成を目指して取り組むこと。
- (3) 中海・宍道湖や斐伊川本川・神戸川においては、堤防の未整備箇所及びぜい弱箇所の改修の早期実施、地盤沈下対策工事の早期完了を図るとともに、堆積した砂の撤去等の維持管理に関する取組の推進

や沿岸環境改善を図るための河川環境整備事業を推進すること。

(4) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく流域治水での治水事業実施はもとより、「江の川水系流域治水プロジェクト」及び「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）」に基づく治水事業実施のためにも、事業費の大幅な増額を図ること。

(5) 国・県・沿川の市町により令和4年3月に策定された、「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）」に基づき、中山間地域の集落ごとに河川整備とまちづくりが一体となった整備を行い、将来世代まで住み続けられる地域となるよう治水対策の加速化を図ること。

また、令和3年8月豪雨では、江の川流域各地で内水氾濫が発生した。今後、支川管理者が主体となりハード・ソフトの両面から取り組む内水処理対策についても、国・県・市町などの関係機関が適切に連携し各種事業が推進できるよう、技術的助言や財政支援なども含め、国として積極的に関与すること。

(6) 令和7年度が最終年度である「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、重点的に行われている高津川の河床掘削・樹木伐採について、実施中の事業の多くが未完了であることから、令和7年度以降も継続的に推進されるよう予算所要額の総額を継続して確保するとともに、高津川の特徴を活かした高津川水系河川整備計画に基づく環境や景観に配慮した治水事業を計画的に実施すること。

5. 日本海側拠点港の整備について

世界的に貨物船の大型化が加速する中、浜田港では大型貨物船の対応ができないことから、令和3年3月に国際定期コンテナ路線が週2便から週1便に減便となり、さらにその維持すら危惧される状況にある。浜田港利用者からもコンテナ船及びバルク船の大型化に対応可能な埠頭整備が求められており、岸壁整備等港湾機能の強化は喫緊の課題である。地域経済の基盤である日本海側拠点港の機能強化のため、岸壁等の早急な整備を要望する。

また、国の直轄事業で進められている防波堤整備事業及び補助事業で進められる臨港道路の整備について、必要な予算を確保し、着実な整備をすること。

6. 地方航空路線の確保について

地方航空路線の確保について、次のとおり要望する。

- (1) 萩・石見空港圏域は高速道路や新幹線等の高速交通ネットワークの整備が遅れ、都市圏への移動手段は航空機に大きく依存しており、地域振興や経済発展に欠かせない航空路線の維持は極めて重要な課題となっている。

最低限の移動手段の確保のため、過疎地域における航空路線については、「羽田発着枠政策コンテスト」の継続実施など、国において更なる支援を行い、代替高速交通機関を持たない圏域に対する路線維持・充実に向けた特別な配慮を要望する。

- (2) 県東部の空の玄関口である出雲縁結び空港は、地方都市を含む国内各地域との航空路線を有し、地域の社会経済活動を支える主要な交通インフラとしての役割を担ってきたが、燃料価格高騰の影響等による航空会社の厳しい経営環境の下、今般、一部路線が廃止された。

コロナ禍で疲弊した地域経済の回復を図るためにも、航空ネットワークの維持・拡充は、地域にとって極めて重要な課題であり、特に就航地の人口規模が小さく経営環境が悪化しやすい地方都市間航空路線の維持が図られるよう、航空会社への運航助成など特別な支援を要望する。

7. 治水、土砂災害対策等の推進について

治水、土砂災害対策等の推進について、次のとおり要望する。

- (1) 土砂災害から人命を守り、安心して生活が出来る強靱な国土を実現するため、砂防関係事業の予算を大幅に確保し、ハード対策による砂防関係事業を計画的かつ強力に推進すること。
- (2) 宅地開発などにより設置された洪水調整池の更新費用に関して、設置に至る経緯及び流域治水の観点から、市街地にある一時的な地下貯留施設と同様に、河川、下水道（雨水）、道路、公園などの公共施設として地方負担軽減の補助制度を創設するなど、財政的支援を講じること。
- (3) 土砂災害特別警戒区域内に住宅を有する者の建築物構造規制に伴う負担を軽減するため、住宅・建築物安全ストック形成事業をさらに充実・拡充すること。
- (4) 過疎地の更なる人口流出を防ぐため、ハード対策の採択要件緩和を図ること。また補助率の嵩上げ等、事業の拡充を図ること。
- (5) 河川氾濫などの浸水被害を防止するためには、定期的な浚渫による流下能力の確保が不可欠であるが、近年、集中豪雨が頻発し、浚渫を必要とする範囲は拡大している。将来に亘り、健全な河川維持管理を継続し、住民の安心・安全な暮らしを守るため、緊急浚渫推進事業

債を拡充し、恒久化すること。

8. 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備推進について

全国的な課題である人口減少・少子高齢化の進展と、東京一極集中による地方都市の衰退に歯止めをかけるため、さらには、大規模災害に備えた代替機能確保の観点から、国を挙げて「地方創生」「国土強靱化」を強力に推進する必要がある。

については、山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備推進について、次のとおり要望する。

- (1) 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線」の法定調査を早急に実施し、整備計画路線格上げを実現するとともに、整備事業費の地元負担の在り方の見直しと並行在来線を経営分離しないために必要な措置を検討すること。
- (2) 新幹線整備に係る予算総枠の拡大を図ること。

9. 空き家対策について

空き家は人口減少と高齢化の進展により増加の一途を辿っており、とりわけ老朽化し倒壊等のおそれがある危険な空き家など、特定空家の増大は、防災・衛生・景観等の観点から地方の大きな問題となっている。平成26年に制定された「空家等対策の推進に関する特別措置法」が令和5年に改正され、各種制度の充実が図られたが、空き家対策は引き続き重要な課題であり、については行政代執行・略式代執行により特定空家の除却等を行う場合の法的手続きの簡素化を要望する。

10. 下水道事業への支援について

下水道施設は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、極めて重要な公共的役割を担っており、国が全国の自治体に令和8年度末までの汚水処理施設の概成を要請する一方、県西部を中心に依然として普及率が低い地域があり、未普及地域の早期の解消が求められている。

令和5年度より、「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」が始まり、持続可能な下水道事業の各種の取組を開始したところであり、次のとおり要望する。

(1) 社会整備推進交付金（下水道未普及対策事業）について、今後の未普及地域の整備に必要な予算を確実に措置し、必要とする自治体に十分な配分を行うこと。

また、令和8年度末までの汚水処理施設の概成を目指しているが、昨今の物価上昇や建設業における週休二日制の導入などにより事業費が増大するなか、限られた財源及び地域事業者の規模から令和8年度末までの概成が厳しい状況にあるため、概成に向けた整備期間の延長、併せてそれ以降も必要な交付金措置の支援を継続するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

(2) 下水道施設の改築・更新、老朽化対策等に係る国費支援を堅持するとともに、十分な予算措置を講じること。

(3) 令和9年度以降の污水管の改築にかかる国費支援に関してウォーターPPP導入を決定済であることが要件化されたところであるが、単独では事業化が困難な農業・漁業集落排水施設等を含めた複数事業の一体的なマネジメントについて、事業としての成立性を一層高められるよう所管省庁間の連携を図るとともに、枠組みの追加や変更手法等を含めたマニュアルの見直し、情報提供・財政支援の充実を図ること。

1 1 . 水道管路施設の耐用年数の見直しについて

水道管路施設の老朽化が進み、本格的な更新時期を迎えている。更新に伴い布設する管路施設については、耐震性・耐久性に優れた管種を採用しているが、配水管の耐用年数は、現行の地方公営企業法施行規則では、一律40年と規定されていることから、実態に沿わないものとなっている。

管路施設の耐用年数について、実態に沿うものとなるよう早急に見直すこと。

5. 教育施策の充実強化について

1. 公立中学校等における部活動の地域移行について

令和4年12月、スポーツ庁・文化庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、同ガイドラインにおいて、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、都道府県や市町村に推進計画等の策定による休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行の推進を促している。

部活動の地域移行は、持続可能な部活動と教師の働き方改革に対応するための一つの選択肢としては理解するが、様々な課題が整理されていない中、今後の動向を深く憂慮している。

については、国において、以下のとおり特段の措置を講じること。

- (1) 地域、教職員、生徒、保護者及びスポーツ団体・文化芸術団体など、関係方面の十分な理解と協力を得ること。
- (2) 地域移行への取組・進捗状況等によってスポーツや文化芸術に親しむ環境の整備に格差が生じることがないように、具体的かつ段階的な方策を明確に示すこと。
- (3) 財政負担のスキームを明確にするとともに、経済的な理由で生徒が活動機会を失うことのないよう、必要な措置を講じること。
- (4) 受け皿となる団体等の整備充実を図るとともに、持続可能な自主運営を担保するための必要な支援を行うこと。
- (5) 専門性や資質を有する指導者等の人材確保が図られるよう、必要な措置を講じること。

2. 学校施設の改築・老朽改修等に対する助成について

学校施設の改築・老朽改修に伴う補助制度の見直し及び事業採択について、次のとおり要望する。

- (1) 老朽化対策や長寿命化対策など、学校施設の長期使用に資する必要な対応について、積極的に取り組めるよう補助制度に係る財源を十分に確保するとともに、補助単価については、昨今の物価高騰を十分反映した上で、地域の実情に即した見直しを行うこと。また、耐震化対策以外の幅広い事業についても採択すること。

また、少子化の進行に伴い、全国で学校施設の統廃合を進めざるを得ない状況となっている。学校施設の新築・増改築等を計画的に実施できるよう、公立学校施設費国庫負担金の十分な予算を確保するとともに、地域の実情等を踏まえ補助要件を緩和するなど、柔軟な制度設計とすること。

- (2) 学習環境改善のためには学校施設へのトイレ洋式化や特別教室へのエアコン設置などの早急な整備が必要であり、当初予算での所要の財源を確保するとともに、補助の対象となる基準を拡大すること。

3. 特色ある教育活動への支援強化について

特色ある教育活動を支援強化するため、次のとおり要望する。

- (1) 小学校の外国語専科指導教員について、要望する学校へより多く対応できるよう、要件を拡充すること。また、JET-A LT以外の民間業者や英語に堪能な地域人材の活用について、財政措置を行うこと。
- (2) 司書教諭必置(12学級以上の学校)に伴う教職員定数の改善を行うこと。
- (3) 日本語指導が必要な児童生徒への指導のために加配を充実させる

こと。

- (4) 教員の学校事務負担を軽減するため、事務職員定数の基準を改善すること。
- (5) 令和5年3月に文部科学省が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を推進するため、教育支援センター(適応指導教室)及び校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の運営に係る財政支援を一層充実させること。
- (6) 学校及び教育委員会に対する各種報告並びに統計諸調査を厳選し、教職員等の多忙感の解消及び負担軽減を図ること。
- (7) 「GIGAスクール構想」の継続的発展に向け、導入した1人1台の学習用端末やネットワーク環境の拡充と維持管理、ICT支援員の人材確保、各家庭におけるオンライン授業に係るネット環境整備などについて、引き続き市町村への財政支援を行うこと。
- (8) 多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の着実な実現に向けて、中学校学級編制基準も早期に見直すこと。
- (9) 学級編制基準の見直しに伴い、加配定数を減ずることなく、必要となる教員数を確保し、教員の負担軽減を図ること。また、正規の教員定数の確保を前提とし、教員の負担軽減と児童生徒の学力育成に向け、学習指導員等の配置(学力向上を目的とした学校教育活動支援)について、必要な財政措置を行うこと。さらに、令和6年度から全校配置となった教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)について、配置に係る補助対象経費を拡充するなど、一層の支援を行うこと。

4. 特別支援学級の指導体制の充実等について

特別支援学級の指導体制の充実等について、次のとおり要望する。

- (1) 特別支援学級の定数基準（8人）を、特別支援学校の小中学部の定数基準（6人）まで引き下げること。また、特別支援教育コーディネーターについては専任での配置とするなど、適正な指導体制を構築できるよう措置すること。
- (2) インクルーシブ教育システム構築に向けて、合理的配慮の充実を図る上での基礎的環境整備（施設設備の整備や人的配置など）を図るため、必要な財源を確保すること。
- (3) 通級指導教室における児童生徒への指導のための教職員定数の加配について、地域の実情を踏まえ充実させること。
- (4) 重度の障がいがある、あるいは医療的ケアを必要とする児童生徒の居住地における教育の機会を保障するため、学校看護師の配置に係る制度及び財政措置の拡充を図ること。